

経営管理実施権配分計画

森林の経営・管理実施計画書（園部町船岡）

1 個別事項

整理番号	南丹配2	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称)			(所在地)		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考
1	南丹市園部町船岡田尻	17	394	い	山林	0.09	スギ	54	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集001
2	同上	同上	同上	同上	同上	0.13	ヒノキ	43	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
3	同上	52	394	い	山林	0.14	ヒノキ	79	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
4	同上	10	394	い	山林	0.10	ヒノキ	52	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集002
5	同上	11-2,-3	394	い	山林	0.10	ヒノキ	52	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
6	同上	13	394	い	山林	0.07	ヒノキ	52	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
7	同上	14-1,-2	394	い	山林	0.19	スギ	43	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
8	同上	同上	同上	同上	同上	0.24	ヒノキ	40	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
9	同上	15	394	い	山林	0.10	ヒノキ	30	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
10	同上	16	394	い	山林	0.16	ヒノキ	30	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
11	同上	34-1	394	い	山林	0.84	ヒノキ	51	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
12	同上	46	394	い	山林	0.30	ヒノキ	26-43	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
13	南丹市園部町船岡吉坂	14	394	い	山林	0.45	ヒノキ	36-38	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
14	同上	1-1	395	い	山林	0.74	スギ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集003
15	同上	17	395	い	山林	0.30	スギ	44	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
16	同上	18	395	い	山林	0.36	スギ	43-45	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
17	同上	同上	同上	同上	山林	0.11	ヒノキ	43-45	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
18	同上	19	395	い	山林	0.13	スギ	41-42	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
19	同上	同上	同上	同上	山林	0.07	ヒノキ	41-42	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
20	同上	20	395	い	山林	0.68	ヒノキ	47	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
21	同上	21, 22, 23	395	い	山林	1.15	スギ	52	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
22	同上	29-3 29-10	395	い	山林	1.00	スギ	59	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
23	同上	同上	同上	同上	山林	0.40	ヒノキ	51	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
24	南丹市園部町船岡田尻	22	394	い	山林	0.03	スギ	42	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集004
25	同上	同上	同上	同上	同上	0.62	ヒノキ	41	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
26	同上	36	394	い	山林	0.04	スギ	42	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集005
27	同上	同上	同上	同上	同上	1.20	ヒノキ	41	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
28	同上	16-1	394	い	山林	0.06	ヒノキ	31	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
29	南丹市園部町船岡吉坂	40	395	は	山林	0.09	スギ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集006
30	同上	43	395	は	山林	0.06	スギ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
31	同上	3	395	い	山林	0.11	ヒノキ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集007
32	同上	24	395	い	山林	0.51	ヒノキ	33	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
33	南丹市園部町船岡田尻	49	394	い	山林	0.10	ヒノキ	59	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集008
34	同上	24, 29	394	い	山林	1.27	ヒノキ	79	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
35	同上	32	394	い	山林	0.16	スギ	63	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集009
36	同上	53	394	い	山林	0.11	ヒノキ	40	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
37	同上	50	394	い	山林	0.08	スギ	41	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集010
38	同上	同上	同上	同上	同上	0.05	ヒノキ	41	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
39	同上	2-2 3 4-1	394	い	山林	0.29	ヒノキ	31	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集011
40	同上	35	394	い	山林	0.63	スギ	63	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
41	同上	同上	同上	同上	同上	0.24	ヒノキ	62	同上	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集012
42	同上	62	394	い	山林	0.06	スギ	50	同上	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
43	同上	38	394	い	山林	0.37	ヒノキ	34-67	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集013
44	同上	8	394	い	山林	0.34	スギ	31-34	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
45	同上	34-3	394	い	山林	0.22	スギ	63	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集014
46	同上	27	394	い	山林	0.21	スギ	61	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						経営管理実施権の始期
47	南丹市園部町船岡吉坂	41 42	395	は	山林	0.09	スギ	54	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集020
48	同上	同上	同上	同上	同上	0.13	ヒノキ	50-54	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
49	南丹市園部町船岡田尻	21	394	い	山林	0.14	スギ	44	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集022
50	南丹市園部町船岡吉坂	25	395	い	山林	0.20	ヒノキ	40	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集023
51	同上	29-4	395	い	山林	0.21	ヒノキ	40-44	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集024
52	南丹市園部町船岡田尻	34-2	394	い	山林	0.10	スギ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集025
53	同上	6-2	394	い	山林	1.27	ヒノキ	51	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集026
54	同上	7	394	い	山林	0.08	ヒノキ	42-43	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
55	同上	12-3 12-6	394	い	山林	0.19	スギ	43	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
56	同上	23-1 23-3	394	い	山林	0.71	スギ	52-60	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
57	同上	同上	同上	同上	同上	0.08	ヒノキ	52	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
58	同上	31	394	い	山林	0.77	スギ	63-66	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
59	同上	57	394	い	山林	0.12	ヒノキ	43	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
60	南丹市園部町船岡吉坂	29-11	395	ろ	山林	0.10	スギ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集027
61	同上	29-13	394	い	山林	0.20	ヒノキ	60	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
62	同上	9	395	い	山林	0.62	ヒノキ	43-45	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集029
63	南丹市園部町船岡田尻	18-4	394	い	山林	0.56	スギ	57	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集031
64	同上	19-2	394	い	山林	0.19	スギ	57	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
65	南丹市園部町船岡吉坂	1 2-3 4	395	い	山林	0.10	ヒノキ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集032
66	南丹市園部町船岡田尻	34	394	い	山林	0.27	スギ	69	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
67	同上	20-2 26	394	い	山林	0.90	スギ ヒノキ	45	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集033
68	南丹市園部町船岡吉坂	13	395	い	山林	0.40	スギ	36	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
69	同上	同上	同上	同上	同上	0.25	ヒノキ	36	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共①
70	同上	29-2	395	ろ	山林	0.73	スギ	63	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
71	同上	29-5	395	い	山林	2.24	ヒノキ	36-38	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
72	同上	29-8 29-9	394	い	山林	0.68	スギ	33-62	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
73	同上	30-6	395	は	山林	0.24	ヒノキ	27	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共②
74	同上	29-7	394	い	山林	0.06	スギ	61	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
75	同上	同上	同上	同上	同上	0.58	ヒノキ	61	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共③
76	南丹市園部町船岡田尻	39-1	394	い	山林	0.34	スギ	46	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
77	同上	同上	同上	同上	同上	0.34	ヒノキ	46	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共④
78	南丹市園部町船岡吉坂	29-6	394	い	山林	2.03	スギ	69	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
79	同上	同上	同上	同上	同上	0.38	ヒノキ	57	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共⑤
80	南丹市園部町船岡田尻	28	394	い	山林	0.41	スギ	58	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
81	同上	同上	同上	同上	同上	0.76	ヒノキ	58	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共⑥
82	同上	61	394	い	山林	0.60	スギ	51-53	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
83	同上	同上	同上	同上	同上	0.30	ヒノキ	51-53	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共⑦
84	同上	9	394	い	山林	0.11	ヒノキ	51	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
85	南丹市園部町船岡吉坂	29-1	395	ろ	山林	0.15	スギ	38	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共⑧
86	同上	同上	同上	同上	同上	0.40	ヒノキ	38	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
87	同上	30-2	395	は	山林	0.10	ヒノキ	40	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
88	同上	31-1 32-1	395	は	山林	0.23	スギ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共⑨
89	同上	同上	同上	同上	同上	0.24	ヒノキ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	
90	同上	29-15	395	ろ	山林	0.01	ヒノキ	50	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	船岡集共⑩
91	同上	30-4	同上	は	同上	0.30	ヒノキ	38	公告の日	令和15年4月30日	別添1	別添2	—	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	南丹市園部町 船岡田尻	17	394	い	山林	0.09	スギ	54			別添3	—	船岡 集001
2	同上	同上	同上	同上	同上	0.13	ヒノキ	43			別添3	—	
3	同上	52	394	い	山林	0.14	ヒノキ	79			別添3	—	
4	同上	10	394	い	山林	0.10	ヒノキ	52			別添3	—	船岡 集002
5	同上	11-2,-3	394	い	山林	0.10	ヒノキ	52			別添3	—	
6	同上	13	394	い	山林	0.07	ヒノキ	52			別添3	—	
7	同上	14-1,-2	394	い	山林	0.19	スギ	43			別添3	—	
8	同上	同上	同上	同上	同上	0.24	ヒノキ	40			別添3	—	
9	同上	15	394	い	山林	0.10	ヒノキ	30			別添3	—	
10	同上	16	394	い	山林	0.16	ヒノキ	30			別添3	—	
11	同上	34-1	394	い	山林	0.84	ヒノキ	51			別添3	—	
12	同上	46	394	い	山林	0.30	ヒノキ	26-43			別添3	—	
13	南丹市園部町 船岡吉坂	14	394	い	山林	0.45	ヒノキ	36-38			別添3	—	
14	同上	1-1	395	い	山林	0.74	スギ	50			別添3	—	船岡 集003
15	同上	17	395	い	山林	0.30	スギ	44			別添3	—	
16	同上	18	395	い	山林	0.36	スギ	43-45			別添3	—	
17	同上	同上	同上	同上	山林	0.11	ヒノキ	43-45			別添3	—	
18	同上	19	395	い	山林	0.13	スギ	41-42			別添3	—	
19	同上	同上	同上	同上	山林	0.07	ヒノキ	41-42			別添3	—	
20	同上	20	395	い	山林	0.68	ヒノキ	47			別添3	—	
21	同上	21, 22, 23	395	い	山林	1.15	スギ	52			別添3	—	
22	同上	29-3 29-10	395	い	山林	1.00	スギ	59			別添3	—	
23	同上	同上	同上	同上	山林	0.40	ヒノキ	51			別添3	—	
24	南丹市園部町 船岡田尻	22	394	い	山林	0.03	スギ	42			別添3	—	船岡 集004
25	同上	同上	同上	同上	同上	0.62	ヒノキ	41			別添3	—	
26	同上	36	394	い	山林	0.04	スギ	42			別添3	—	船岡 集005
27	同上	同上	同上	同上	同上	1.20	ヒノキ	41			別添3	—	
28	同上	16-1	394	い	山林	0.06	ヒノキ	31			別添3	—	
29	南丹市園部町 船岡吉坂	40	395	は	山林	0.09	スギ	50			別添3	—	
30	同上	43	395	は	山林	0.06	スギ	50			別添3	—	
31	同上	3	395	い	山林	0.11	ヒノキ	50			別添3	—	船岡 集006
32	同上	24	395	い	山林	0.51	ヒノキ	33			別添3	—	
33	南丹市園部町 船岡田尻	49	394	い	山林	0.10	ヒノキ	59			別添3	—	船岡 集007
34	同上	24, 29	394	い	山林	1.27	ヒノキ	79			別添3	—	船岡 集008
35	同上	32	394	い	山林	0.16	スギ	63			別添3	—	船岡 集009
36	同上	53	394	い	山林	0.11	ヒノキ	40			別添3	—	船岡 集010
37	同上	50	394	い	山林	0.08	スギ	41			別添3	—	船岡 集011
38	同上	同上	同上	同上	同上	0.05	ヒノキ	41			別添3	—	
39	同上	2-2 3 4-1	394	い	山林	0.29	ヒノキ	31			別添3	—	船岡 集012
40	同上	35	394	い	山林	0.63	スギ	63			別添3	—	船岡 集013
41	同上	同上	同上	同上	同上	0.24	ヒノキ	62			別添3	—	
42	同上	62	394	い	山林	0.06	スギ	50			別添3	—	
43	同上	38	394	い	山林	0.37	ヒノキ	34-67			別添3	—	船岡 集014
44	同上	8	394	い	山林	0.34	スギ	31-34			別添3	—	船岡 集015
45	同上	34-3	394	い	山林	0.22	スギ	63			別添3	—	船岡 集017
46	同上	27	394	い	山林	0.21	スギ	61			別添3	—	船岡 集019
47	南丹市園部町 船岡吉坂	41 42	395	は	山林	0.09	スギ	54			別添3	—	船岡 集020
48	同上	同上	同上	同上	同上	0.13	ヒノキ	50-54			別添3	—	
49	南丹市園部町 船岡田尻	21	394	い	山林	0.14	スギ	44			別添3	—	船岡 集022
50	南丹市園部町 船岡吉坂	25	395	い	山林	0.20	ヒノキ	40			別添3	—	船岡 集023
51	同上	29-4	395	い	山林	0.21	ヒノキ	40-44			別添3	—	船岡 集024
52	南丹市園部町 船岡田尻	34-2	394	い	山林	0.10	スギ	50			別添3	—	船岡 集025

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
53	同上	6-2	394	い	山林	1.27	ヒノキ	51			別添3	—	船岡集026
54	同上	7	394	い	山林	0.08	ヒノキ	42-43			別添3	—	
55	同上	12-3 12-6	394	い	山林	0.19	スギ	43			別添3	—	
56	同上	23-1 23-3	394	い	山林	0.71	スギ	52-60			別添3	—	
57	同上	同上	同上	同上	同上	0.08	ヒノキ	52			別添3	—	
58	同上	31	394	い	山林	0.77	スギ	63-66			別添3	—	
59	同上	57	394	い	山林	0.12	ヒノキ	43			別添3	—	
60	南丹市園部町 船岡吉坂	29-11	395	ろ	山林	0.10	スギ	50			別添3	—	
61	同上	29-13	394	い	山林	0.20	ヒノキ	60			別添3	—	船岡集027
62	同上	9	395	い	山林	0.62	ヒノキ	43-45			別添3	—	船岡集029
63	南丹市園部町 船岡田尻	18-4	394	い	山林	0.56	スギ	57			別添3	—	船岡集031
64	同上	19-2	394	い	山林	0.19	スギ	57			別添3	—	
65	南丹市園部町 船岡吉坂	1 2-3 4	395	い	山林	0.10	ヒノキ	50			別添3	—	
66	南丹市園部町 船岡田尻	34	394	い	山林	0.27	スギ	69			別添3	—	船岡集032
67	同上	20-2 26	394	い	山林	0.90	スギ ヒノキ	45			別添3	—	船岡集033
68	南丹市園部町 船岡吉坂	13	395	い	山林	0.40	スギ	36			別添3	—	
69	同上	同上	同上	同上	同上	0.25	ヒノキ	36			別添3	—	
70	同上	29-2	395	ろ	山林	0.73	スギ	63			別添3	—	船岡集共①
71	同上	29-5	395	い	山林	2.24	ヒノキ	36-38			別添3	—	
72	同上	29-8 29-9	394	い	山林	0.68	スギ	33-62			別添3	—	
73	同上	30-6	395	は	山林	0.24	ヒノキ	27			別添3	—	
74	同上	29-7	394	い	山林	0.06	スギ	61			別添3	—	船岡集共②
75	同上	同上	同上	同上	同上	0.58	ヒノキ	61			別添3	—	
76	南丹市園部町 船岡田尻	39-1	394	い	山林	0.34	スギ	46			別添3	—	船岡集共③
77	同上	同上	同上	同上	同上	0.34	ヒノキ	46			別添3	—	
78	南丹市園部町 船岡吉坂	29-6	394	い	山林	2.03	スギ	69			別添3	—	船岡集共④
79	同上	同上	同上	同上	同上	0.38	ヒノキ	57			別添3	—	
80	南丹市園部町 船岡田尻	28	394	い	山林	0.41	スギ	58			別添3	—	船岡集共⑤
81	同上	同上	同上	同上	同上	0.76	ヒノキ	58			別添3	—	
82	同上	61	394	い	山林	0.60	スギ	51-53			別添3	—	船岡集共⑥
83	同上	同上	同上	同上	同上	0.30	ヒノキ	51-53			別添3	—	
84	同上	9	394	い	山林	0.11	ヒノキ	51			別添3	—	船岡集共⑦
85	南丹市園部町 船岡吉坂	29-1	395	ろ	山林	0.15	スギ	38			別添3	—	船岡集共⑧
86	同上	同上	同上	同上	同上	0.40	ヒノキ	38			別添3	—	
87	同上	30-2	395	は	山林	0.10	ヒノキ	40			別添3	—	
88	同上	31-1 32-1	395	は	山林	0.23	スギ	50			別添3	—	船岡集共⑨
89	同上	同上	同上	同上	同上	0.24	ヒノキ	50			別添3	—	
90	同上	29-15	395	ろ	山林	0.01	ヒノキ	50			別添3	—	船岡集共⑩
91	同上	30-4	同上	は	同上	0.30	ヒノキ	38			別添3	—	

この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙）	住 所（同上） 園部町森林組合 代表理事組合長 奥村安治
権利の設定をする市町村（乙）	住 所（同上） 南丹市長 西村良平